

一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会給付規程

制 定 平成25年 3月28日

最終改正 令和 2年 3月18日

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会運営規則（以下「規則」という。）第2条第2項の規定に基づき給付に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家族

ア 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

イ 一親等の血族

ウ 一親等の姻族（同居している者に限る。）

(2) 遺族 会員であった者の配偶者及び二親等内の親族で理事長が認めるもの。

(3) 被扶養者 公立学校共済組合鳥取支部（以下「共済組合」という。）で被扶養者として認定を受けている者。

(4) 所属所 共済組合の所属所

(給付の請求者)

第3条 給付の請求者は、会員又は会員であった者とする。ただし、会員又は会員であった者が死亡したときは、その遺族とする。

(給付の制限)

第4条 給付は、その原因となる理由が会員の期間内において生じたものに限り、これを行うものとする。

2 給付は、次の各号の一に該当する事由があったときは、行わないことができる。

(1) 規則第6条に規定する義務を履行しないとき。

(2) 給付の請求について虚偽又は不正の事実があるとき。

(3) 給付を受ける目的で、故意に原因をつくったとき。

(権利の消滅)

第5条 給付の請求権は、これを行使することができる時から3年間行わないときは、時効により消滅する。

(給付の控除)

第6条 会員が掛金を互助会に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金があり、かつ、その者が払い込まなかった掛金があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

2 会員が資格を喪失し、かつ、その者に給付すべき給付金がある場合において、その者が互助会に対して債務の負担があるときは、当該給付金からこれを控除する。

(医療給付金)

第7条 会員及びその被扶養者で2親等以内の者その他理事長が定める者が、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第57条第1項各号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けたとき又は第58条の2に規定する指定訪問看護を受けたときは、その療養に要した費用の一部として医療給付金を支給する。

2 医療給付金の内容は、次のとおりとする。

(1) 療養給付金

① 会員が法第56条第1項の規定による療養の給付、第57条の5の規定による保険外併用療養費、第58条第1項及び第2項の規定による療養費又は第58条の2の規定による訪問看護療養費を支給される場合において、療養の給付、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費の算定の基礎となったその療養に要した費用の額（以下「本人療養費」という。）に100分の30を乗じて得た額が3,500円を超えるときは、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）を21,500円（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第23条の3の4第1項第2号の区分（以下「上位所得区分」という。）に該当する場合は46,500円）を限度に療養給付金として会員に支給する。

② 前号の規定にかかわらず、本人療養費から他の法令等の規定により支給される額を控除した額が3,500円を超えるときは、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)を21,500円(上位所得者区分に該当する場合は46,500円)を限度に会員に支給する。

(2) 家族療養給付金

① 会員が法第59条第1項の規定による家族療養費又は第59条の3の規定による家族訪問看護療養費を支給される場合において、家族療養費又は家族訪問看護療養費の算定の基礎となったその療養に要した費用の額に100分の30(高齢受給者については100分の20、義務教育就学前については100分の20)を乗じて得た額が3,500円を超えるときは、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)を21,500円(上位所得者区分に該当する場合は46,500円)を限度に家族療養給付金として会員に支給する。

② 療養給付金の第2号の規定は前号の場合に準用する。

(死亡弔慰金)

第8条 会員又はその家族が死亡したときは、遺族又は会員に次に掲げる区分により死亡弔慰金を支給する。ただし、会員が死亡したときは、18歳未満の会員の子1人につき200,000円を遺児育英資金として加算する。

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 会員 | 1,000,000円 |
| (2) 配偶者 | 200,000円 |
| (3) 家族(配偶者を除く。) | 20,000円 |

(災害見舞金)

第9条 会員が水震火災その他の災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、その者に住居、家財毎に次の各号に掲げる区分により災害見舞金を支給する。

- | | |
|--|----------|
| (1) 住居又は家財の全部が焼失若しくは滅失し、又は同程度の損害を受けたとき | 200,000円 |
| (2) 住居又は家財の2分の1以上が焼失若しくは滅失し、又は同程度の損害を受けたとき | 120,000円 |
| (3) 住居又は家財の3分の1以上が焼失若しくは滅失し、又は同程度の損害を受けたとき | 80,000円 |
| (4) 住居に前各号に満たない損害を受けて修繕し、100,000円以上支払ったとき | 10,000円 |

(介護手当金)

第10条 会員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第35号)第17条又は県費負担教員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第36号)第15条の規定により、介護休暇の承認を受けた期間を限度として、介護休暇を取得したことにより減額された給料の額の100分の60に相当する額を介護手当金として支給する。ただし、その支給期間に係る給料及び法第70条の3の規定により介護休業手当金を受ける場合には、それらの支給される額を限度として、介護手当金の一部を支給しない。

(給付の請求手続)

第11条 給付の請求書は、次の各号に定めるそれぞれの様式によらなければならない。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 死亡弔慰金 | 別記様式第1号 |
| (2) 災害見舞金 | 別記様式第2号 |
| (3) 介護手当金 | 別記様式第3号 |

2 前項の給付の請求書は、所属所(会員であった者又はその遺族については、当該会員であった者の会員でなくなったときにおける所属所)の長を経由して、理事長に提出しなければならない。

3 第7条の規定による療養給付金及び家族療養給付金は、公立学校共済組合鳥取支部が法第56条の規定による療養の給付、第57条の5の規定による保険外併用療養費、第58条の規定による療養費、第58条の2の規定による訪問看護療養費、第59条の規定による家族療養費又は第59条の3の規定による家族訪問看護療養費の支給を決定したときに、互助会に対する請求があったものとみなす。

4 次の表の左欄に掲げる請求書には、それぞれ同表の右欄の書類を添付しなければならない。

災害見舞金請求書	(1) 第9条(1)から(3)の場合 ① 被害状況のわかる写真及び平面図(写し) ② 被害申告書(写し) (2) 第9条(4)の場合 ① 被害状況のわかる写真 ② 修繕料の領収書(写し)
介護手当金請求書	出勤簿(写し)

(給付の決定)

第12条 理事長は、前条の請求書を受理したときは、これを審査のうえ給付決定し、所属所の長に通知する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、給付事務の処理について必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会の設立の登記の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 互助会は、移行登記前の財団法人鳥取県教育関係職員互助会の有していた権利及び義務について、法令等に抵触しない限り継承するものとする。
- 3 財団法人鳥取県教育関係職員互助会給付規程は、施行日をもって廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定は、平成26年2月1日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。
- 3 第7条(2)①の規定に関わらず、施行日前に満70歳に到達している高齢受給者の療養に要した費用の額に乗じる割合は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定は、平成27年4月1日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定は、令和2年4月1日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。